



平成27年5月14日

各 位

会 社 名 東亜道路工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉原健一
(コード番号1882 東証1部)
問合せ先 代表取締役専務執行役員 丸尾和廣
(TEL. 03-3405-1811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第109回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役(業務執行取締役であるものを除く)の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設、また、監査役については現行定款47条の一部を変更するものであります。

尚、(取締役の責任免除)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記の変更に伴い、条数の変更並びに所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

別紙の通りであります。

3. 日程

取締役会決議 平成27年5月14日
定時株主総会開催日 平成27年6月26日
効力発生日 平成27年6月26日

以上

定款一部変更 別紙

なお、現行定款中変更のない条文の記載は、省略してあります。(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第34条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条 (条文記載省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第36条～第46条 (条文記載省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第47条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第48条～第50条 (条文記載省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第51条～第52条 (条文記載省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第37条～第47条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第48条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第49条～第51条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第52条～第53条 (現行どおり)</p>

以上